

令和3年9月吉日  
沼津信用金庫

お客様各位

非課税口座 みなし廃止措置について

拝啓 秋晴の候、お客様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度税制改正により、2017年分の非課税管理勘定（一般NISA）を設定しているお客様のうち、2021年12月31日までに当金庫にマイナンバー（個人番号）を届出いただけないお客様（①）は、非課税口座廃止届出書を提出したものとみなし、2022年1月1日をもって非課税口座を廃止することとなりました（「みなし廃止」といいます）。

また、住所変更手続き等にもとない既にマイナンバー（個人番号）を当金庫に提供いただいたお客様であっても、2018年以降の非課税管理勘定（一般NISA）または、累積投資勘定（つみたてNISA）が設定されていないお客様（②）は同様の措置（みなし廃止）となります。

「みなし廃止」措置の対象となるお客様で非課税口座の利用を希望される場合は、改めて非課税口座の開設申込をしてください。

敬具

【ご参考】

2017年分の非課税管理勘定（一般NISA）を設定しているお客様のうち、太枠のお客様が「みなし廃止」措置の対象です。

	みなし廃止の対象		みなし廃止の対象外
	上記①	上記②	
マイナンバー（個人番号）の届出	未提出	届出済	届出済
2018年以降の一般NISAとつみたてNISAの設定	設定なし	設定なし	設定あり

ご不明な点がございましたら、お取引店舗または、下記連絡先までご連絡ください。

沼津信用金庫  
営業統括部営業サポート課  
電話：0120-752-751  
お問い合わせ時間：9：00～17：00（土日祝祭日を除く）